

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



8月1日からは新しい保険証で受診してください

新しい保険証を7月にお送りしました。古い保険証は処分し、新しい保険証で受診してください。

【有効期限】 令和6年8月1日～令和7年7月31日

70歳未満の方

長野県国民健康保険被保険者証

70歳以上の方

長野県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

令和6年7月31日まで



令和6年8月1日から



70歳になると「保険証兼高齢受給者証」が交付されます

70歳になると、所得などに応じて自己負担割合や自己負担限度額が変わり、自己負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。

75歳になると「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

75歳になると、後期高齢者医療制度の保険証が交付されます。
75歳になる年度は、有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。

高額な診療を受ける皆さんへ / 『限度額適用認定証』等を申請しましょう

医療機関に入院または、高額な外来診療を受ける時に『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下「認定証」）を保険証と一緒に提示すると、外来でも入院でも個人単位で一医療機関の窓口負担（保険適用分）が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

限度額は、年齢や所得区分により異なりますので、あらかじめ保険課で認定証の交付手続きが必要です。

※毎年8月に適用区分の見直しがあるため、認定証の有効期限は、毎年7月31日となっています。引き続き必要な場合は、再度申請手続きをしていただく必要があります（自動更新ではありません）。

※認定証の発行期日は、申請月の1日からです。

（注）国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

※オンライン資格確認が利用可能な医療機関等では、マイナンバーカードを保険証として使用する際に、本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、認定証の提示が不要になりました。

以下に該当する方は引き続き申請が必要です。

- ・システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ・過去12か月に90日を超える長期の入院をされており、食事代が減額の対象になる場合
- ・国民健康保険税の滞納がある世帯の場合

住民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額

住民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が90日を超える場合は、申請をすることで食事代が更に減額されます。申請をした月の翌月から対象となりますのでお早めにご申請ください。